

獣害対策用捕獲檻設置依頼書

(あて先) 姫 路 市 長

地区連合自治会名 _____

農区（自治会）名 _____

代 表 者 氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

下記のとおりシカ・イノシシ及び特定外来生物（アライグマ・ヌートリア）による農作物等の被害があるので、裏面の注意事項を熟知の上、捕獲檻の設置を依頼します。

なお、檻の設置にあたっては、地区内での周知徹底及び適正管理に努めます。

設置を依頼する檻・獣種	☐ 大型檻（シカ・イノシシ） ☐ 小型檻（アライグマ・ヌートリア） ※檻の種類に☑してください。また捕獲を依頼する獣種を○で囲んでください。
希望する捕獲檻の設置場所	姫路市 _____ 番地 ※地図を添付してください。
	所有者 _____ ※檻の設置場所については、自治会又は農区で所有者の同意を得てください。
捕獲檻の管理者	住所：姫路市 _____ 番地
	氏名： _____ 電話番号： _____
被害の状況	① 農作物被害 農作物名（ _____ ） 被害面積（ _____ ） ※農地の全体面積ではなく、被害面積を記入してください。 ② その他の被害 ※生活被害の場合は被害内容を具体的に記載してください。 （ _____ ）
被害防止対策	侵入防止柵の設置（ 有・無 ） ・ 捕獲檻の設置（ _____ 箇所） ※現在、地元で取り組んでいる被害防止対策があれば、侵入防止柵の有無に○また、捕獲檻の設置箇所数を記載してください。

※必ず裏面の注意事項をご確認ください。

檻管理番号	姫路市記入欄			
	設置依頼	設置入力	回収依頼	回収入力
大型 L	／	／	／	／
小型 S				

＜注意事項＞

1 提出方法及び設置までの流れ

- ① 被害地の代表者名（農区長名又は自治会長名）で依頼書を提出してください。
個人への捕獲檻の貸出しはできません。
 - ・自治会及び農区へは、「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第5条」の規定により、無償貸付とします。
 - ・被害のあった農地等を赤色で示した地図を添付してください。
 - ・被害状況は、農作物被害の場合は主な被害作物名を記載し、生活被害の場合は具体的に生活被害の状況を記載してください。（例：アライグマが屋根裏に生息しており、糞尿が天井から垂れてくる等）
- ② 依頼書は、姫路市北部農林事務所に直接提出するか、本庁の農政総務課、各支所、出張所、サービスセンターを経由して（搬送便で）提出してください。
※申請は、市ホームページより、電子申請も可能です。
- ③ 後日、北部農林事務所の鳥獣対策担当者が電話による意思確認を行います。
- ④ ③の確認後、猟友会の会員が捕獲檻の設置に伺いますので、設置場所の立会いをお願いします。設置日時の調整のため、猟友会から直接連絡が入る場合があります。
 - ・最終的な捕獲檻の設置場所は、現地確認の上で猟友会と相談して決定しますので、希望する設置場所と異なる場合は、農区又は自治会で所有者の同意を得てください。
- ⑤ 捕獲檻の貸出し、返却にあたっては、農区又は自治会で檻の運搬をお願いします。

2 捕獲檻設置後の取り扱い

- ① 設置した捕獲檻は、農区又は自治会で責任をもって管理してください。
 - ・朝方を中心に毎日1回以上見回りをしてください。
 - ・エサの管理を徹底してください。（食べていれば、檻の奥へと誘導する等）
- ② 捕獲檻に子どもやペット動物が誤って入る等の事故が発生しないよう付近の住民への周知徹底をお願いします。
- ③ アライグマ等が捕獲檻内で死亡していた場合は、ごみとして管理者が処理してください。
- ④ 捕獲依頼対象外の野生動物を誤捕獲した場合は、必ず放獣してください。誤捕獲した野生動物を故意に死亡させた場合は、法律により罰せられる場合があります。
- ⑤ 捕獲檻の貸出し後の更新日は、翌年度の10月1日です。継続延長を希望される場合は、再度この依頼書を提出してください。ただし、檻が不足している場合は、継続延長できない場合があることをあらかじめご了承ください。

3 集落全体で寄せ付けない対策をしましょう！！

- ① 廃棄野菜や果物を農地などに放棄する行為は、野生動物の餌付けになるのでやめましょう。
- ② 稲刈り後に生える「ひこばえ」を放置したり、冬季に畔草を刈らずにいることは、農地を餌場として認識させ、結果的に野生動物を呼び寄せる原因になります。

【問合せ・提出先】

〒671-2103

姫路市夢前町前之庄2160番地

姫路市北部農林事務所 鳥獣対策担当

Mail tyojyu@city.himeji.hyogo.jp

TEL 079-336-4412

FAX 079-336-4420